

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 576ページ）	改訂した解説	理由
なし	ハ項において、電気温水器であって、電気便座を有するものの「平常温度上昇」は、別表第八2（69の3）ハを適用する。	電気温水器に規定された平常温度上昇では、電気便座を有するもの（温水洗浄便器）のことが考慮されていないことから、2（69の3）自動洗浄乾燥式便器の規定を適用することを明確にする。

(当該部解釈)

別表第八 2 (12) 電気茶沸器および電気温水器

ハ 平常温度上昇

試験品を厚さが 10 mm以上の表面が平らな木台の上に置き、自動温度調節器(温度過昇防止装置として使用するものを除く。以下ニにおいて同じ。)の動作温度を最高温度にセットし、定格容量(定格容量の表示のないものにあつては、容器の容量の約 80%)の水を入れ、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表 8 の測定箇所を除く。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、試験品を置く木台の表面にあつては 90℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。

別表第八 2 (69の3) 自動洗浄乾燥式便器

ハ 平常温度上昇

(イ) 通電試験

次の a から d までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表 7 の測定箇所を除く。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
外かくの外表面	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	55 (65)
	その他のもの	70 (80)

(備考)

- 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。
- 2 かっこ内の数値は、便座の部分に適用する。
- 3 温度の測定は、熱電温度計法とする。

- a 自動温度調節器(温度過昇防止装置として使用するものを除く。以下ニ及びホにおいて同じ。)を有するものにあつては、その動作温度を最高温度にセットすること。
- b 温水、温風、薬液等の調整装置を有するものにあつては、これらの調整装置を各部の温度上昇が最も高くなるような状態にセットすること。
- c 便器には給水を行わないこと。ただし、通常の使用状態において、自動的に給水又は排水が行われるものにあつては、この限りでない。
- d a から c までに掲げるもの以外のものであつて、器体の温度を変える装置を有するものにあつては、その装置を器体の温度が最高の温度になるようにすること。

(ロ) 運転試験

次の a 及び b に掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて試験を行ったときの各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表 7 の測定箇所を除く。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、(イ)の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

- a 自動温度調節器又は温水、噴水、温風、薬液、水勢等の調整装置を有するものにあつては、これらの調整装置を各部の温度上昇が最も高くなるような状態にセットすること。
- b 放流レバー以外の操作用レバー、スイッチ、ツマミ等を有するものにあつては、それらの操作順序に従い、電熱装置操作用のものにあつては 3 分間、その他のものにあつては 1 分間(自動的に停止する装置を有するものにあつては、その停止装置が動作するまで)操作し、3 分間休止する操作を 20 回繰り返すこと。